



# 海外旅行保険

個人・  
タイプ契約用

旅行

**個人・タイプ契約用** のパンフレットです。保険期間が6か月までの契約タイプが記載されています。本パンフレット以外にも下記の専用パンフレット・チラシがございます。

家族旅行・ハネムーン用

留学生プラン用

旅行変更費用担保特約



海外旅行中の万が一にも  
お役に立てるジョー!



# 東京海上日動の海外旅行保険について(保険の概要)

## 目次



- 1 東京海上日動の海外旅行保険について(保険の概要) ..... P.1~2
- 2 東京海上日動のサービス体制 ..... P.3~4
- 3 ご契約金額と保険料 ..... P.5~6
- 4 補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容) ..... P.7~10

## 海外旅行保険には、大きく分けて4つの補償があります。

保険金をお支払いする主な場合、保険金のお支払い額、保険金をお支払いしない主な場合の概要については、本パンフレットP.7~10をご確認ください。

### ①ご自身のケガや病気に関する補償

#### 旅先でのケガや病気が原因で亡くなってしまった場合

お支払いする 保険金の種類	ケガを原因とする死亡の場合は <b>傷害死亡保険金</b>
	病気を原因とする死亡の場合は <b>疾病死亡保険金</b>

#### 旅先でのケガが原因で後遺障害が生じてしまった場合

お支払いする 保険金の種類	<b>傷害後遺障害保険金</b>
------------------	------------------

#### 旅先で旅行前にかかっていた病気の症状が急激に悪化<sup>\*1</sup>して治療が必要になった場合

お支払いする 保険金の種類	保険期間 <sup>*2</sup> 31日まで
	<b>治療・救済費用保険金</b>

#### 旅先でのケガや病気が原因で治療が必要になった場合

お支払いする 保険金の種類	<b>治療・救済費用保険金</b>
------------------	-------------------

**保険金額  
無制限  
タイプを  
ラインナップ!**

#### ケガや病気で継続して3日以上入院。家族に駆けつけてもらうことになった場合

お支払いする 保険金の種類	<b>治療・救済費用保険金</b>
------------------	-------------------

**さらに大きな  
あんしん  
をプラス!**

海外旅行開始前に渡航先での診察が予約されていた場合等、保険金お支払いの対象とならない場合があります。本パンフレット P.9~10もあわせてご確認ください。

\*1 症状の急激な悪化とは？

海外旅行中に生じることについて被保険者（保険の対象となる方）があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。

\*2 保険期間31日までのご契約で「疾病に関する応急治療・救済費用担保特約」がセットされているご契約の場合にお支払いの対象となります。本特約の保険金のお支払い額は、1回の病気につき治療費用部分・救済費用部分合計で300万円が限度となります（治療・救済費用保険金額300万円超の場合）。なお、旅行日程が延長となり、31日超の保険期間に期間延長される場合、延長された期間については本特約をセットすることはできません。

### ②他人にケガ等をさせてしまったときの補償

#### 人にケガをさせてしまった場合

お支払いする 保険金の種類	<b>賠償責任保険金</b>
------------------	----------------

#### ホテルの部屋を水浸しにしてしまった場合

お支払いする 保険金の種類	<b>賠償責任保険金</b>
------------------	----------------

#### 他人の物を壊してしまった場合

お支払いする 保険金の種類	<b>賠償責任保険金</b>
------------------	----------------

### ③ 持ち物に関する補償

旅先で盗難にあい  
盗まれたものが出て  
こなかった場合

お支払いする 保険金の種類	携行品損害保険金	*3
		*4
		*5



デジタルカメラ等を落として  
壊してしまった場合

お支払いする 保険金の種類	携行品損害保険金	*3
		*4
		*5



- ※本パンフレットP.7～8もあわせてご確認ください。
- \*3 携行品(パスポートを含みます。)の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)による損害については保険金をお支払いできません。
  - \*4 携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等は合計5万円)がお支払いの限度となります。
  - \*5 携行品の盗難、強盗、航空会社等に預けた手荷物の不着による損害については、保険期間を通じて30万円がお支払いの限度となる場合があります(保険金額30万円超の場合)。

### ④ その他の費用に関する補償

航空会社に預けた  
手荷物が出てこなくて、  
身の回りの品を買った場合\*6

お支払いする 保険金の種類	保険期間 31日まで	偶然事故対応費用保険金	*7
	保険期間 31日超	航空機寄託手荷物保険金	*8



航空機の出発が遅れ、  
ホテル代や食事代等を  
負担した場合

お支払いする 保険金の種類	保険期間 31日まで	偶然事故対応費用保険金	*7
	保険期間 31日超	航空機遅延保険金	*9



- ※本パンフレットP.9～10もあわせてご確認ください。
- \*6 身の回り品購入費については、搭乗した航空機の到着後6時間以内に航空会社に預けた手荷物が目的地に届かなかった場合で、航空機到着後96時間以内にご負担された費用がお支払いの対象となります。
  - \*7 公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社により発生が証明される予期せぬ偶然な事故によって下記費用をご負担された場合が対象となります。  
①交通費 ②宿泊施設の客室料 ③国際電話料等通信費 ④渡航手続費 ⑤渡航先での各種サービス取消料等 ⑥食事代 ⑦身の回り品購入費
  - \*8 「寄託手荷物遅延等費用保険金」を指します。
  - \*9 「出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金」および「乗継遅延費用保険金」を指します。

列車の車両故障で、  
急ぎよ空港まで  
タクシーを使った場合

お支払いする 保険金の種類	保険期間 31日まで	偶然事故対応費用保険金	*7
------------------	---------------	-------------	----



熱がでて  
オプションツアーを  
キャンセルした場合

お支払いする 保険金の種類	保険期間 31日まで	偶然事故対応費用保険金	*7
------------------	---------------	-------------	----



## 海外旅行中の「困った」を解決する 東京海上日動海外総合サポートデスク

海外からのお客様のお電話を日本(東京)で受け付けいたします。

※各種サービスのご利用方法、サービスの内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。

※戦争等の理由により安全性が確保できない地域においてはサービスをご提供できない場合があります。

※お客様へのサービスの提供が困難な状況と判断した場合、サービスの提供をお断りする場合があります。また、既にサービスの提供を開始している場合であっても中断、停止することがあります。

※サービス内容は予告なく変更される場合があります。

\*2 海外におけるサービスは、現地の各種提携会社を通じてご提供させていただきます。医師または看護師等は原則として、日本語を話すことができませんのであらかじめご了承ください。

日本語で対応  
\*2

24時間  
年中無休

### ①ケガ・病気の際のアシスタンスサービス

対象 保険証券、保険契約証または被保険者証のいずれかをお持ちのお客様

何かと心配な海外での病院受診時にお客様をお守りします!

キャッシュレス・メディカル・サービス\*3 \*4

弊社提携病院\*5で受診

左記以外の病院\*6で受診



病院の窓口で受診料をお支払いいただくずに受診終了!

※治療費用について保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。

\*3 疾病に関する応急治療・救済費用担保特約に係る治療・救済費用保険金\*8に関するご注意

キャッシュレス・メディカル・サービスのご利用にあたっては、病院へ行かれる前に東京海上日動海外総合サポートデスクにご相談ください。なお、この場合にはお客様ご自身で受診料を病院へお支払いいただく場合や、保険金のお支払いにあたり医療確認の同意書のご提出をお願いすることがあります。

\*4 治療にかかる費用が少額のときには病院窓口で治療費をお支払いいただく場合がございます。この場合には後日保険金の請求手続きをお願いします。

\*5 弊社提携病院とは、東京海上日動が提携している世界80都市以上の約300の病院をいいます(2015年3月現在)。

主な提携病院につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。

\*6 弊社への受診料請求を了承した病院に限ります。

\*7 「海外旅行保険あんしんガイドブック」に、弊社へ受診料を請求するよう病院へお伝えいただく際の参考英文を記載しております。

\*8 本パンフレットP.9~10記載の「疾病に関する応急治療・救済費用担保特約に係る治療・救済費用保険金」をいい、海外旅行開始前に発病していた病気を原因として、旅行中に急激にその症状が悪化し医師の治療を開始する場合の治療費に対する保険金をいいます。

上記の他、次のようなサービスもごぞいます。

病人・ケガ人の  
緊急移送の手配



救援者の渡航手続き、  
ホテルの手配



※ご契約の海外旅行保険で保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。

### ②緊急医療相談サービス

緊急医療相談

海外での急病やケガへの対処の方法等、提携会社(東京海上日動メディカルサービス)に常駐している看護師または救急医が24時間365日体制で電話によりアドバイスをいたします。



※本サービスは電話によっていただいた情報をもとに一般的なアドバイスをさせていただくものであり、医療行為はご提供しません。

※ご出国前、ご帰国後等、日本国内からのご利用はできません。

\*1 「主たる旅行先」が日本となるご契約の場合は、一部のサービスをご利用いただけません。

## ③ トラベルプロテクト

対象 保険証券、保険契約証または被保険者証のいずれかをお持ちのお客様で、かつ保険期間が3か月までのタイプ契約でご契約のお客様

快適なご旅行をお楽しみいただくために、ケガや病気の有無にかかわらずご利用いただけるサービスです。

困った

## サイフが盗まれた!



## 緊急時の現金の手配

海外旅行中に現金盗難等で急に現金が不足した場合に、現金をご用意します。

金利・手数料無料  
ご用立ての金額は  
US 1,000ドルまで

※ご用立てした金額は、後日お客様のクレジットカードからの引き落としとなります。なお、お客様がお持ちのクレジットカードの種類によっては、サービス提供ができない場合があります。  
※本サービスのご利用は、お客様の旅行期間を通じて1回のみとなります。

受け渡し場所は世界32万か所

困った

ホテルでトラブルが発生した。  
でもフロントにうまく伝えられない

## 電話による通訳

海外旅行中、言葉が通じずお困りの際、電話にてお客様の伝えたい内容を現地の方にお伝えします。

手数料  
無料

43か国語に対応(2015年3月現在)  
※ご希望される言語により、四者通話にてサービス提供させていただくことがあります。

困った

パスポートが見当たらない!  
どうしよう!

## パスポートを紛失・盗難された場合のサポート

パスポートの紛失・盗難時に、領事館・大使館の所在地・電話番号等をご案内いたします。

手数料  
無料

その他にも多彩なサービスメニューをご用意しています。

手数料無料\*9

## クレジットカードを紛失・盗難された場合のサポート

クレジットカードの紛失・盗難時にカード会社への紛失・盗難届の手続きに関するアドバイスをいたします。

## ホテル・航空券に関するサポート

ホテルや航空券に関する予約・手配をお客様に代わって行います。情報提供のみのご利用も可能です。

## 空港とホテルの間の送迎予約・手配

空港に着いて電車が終わっている。こんなときに、空港とホテルの間の送迎予約と手配を行います(当社が指定した事業者に限ります。)

## 旅行関連の安全情報の提供

気候や天候に関する情報提供、予防接種等の健康関連情報、祝日・使用言語に関する情報等をご提供します。

## 日本語FAXニュースの配信

滞在先のホテル等へ日本語FAXニュースをお送りします。  
※ご利用に際しては、滞在先のホテルによってFAX受信手数料がかかる場合があります。

## メッセージの伝達

海外旅行中のお客様に代わって、日本のご親族、勤務先等へ手短なメッセージを電話、FAX、電子メールでお伝えします。

\*9 予約・手配等にかかわる手数料は無料ですが、送迎代、航空運賃、宿泊施設客室料等の実費はお客様のご負担となります。

## ④ スーツケース修理サービス

対象

携行品損害保険金をお支払い  
できる場合

事故により破損したお客様のスーツケースの修理を弊社指定の修理会社にご依頼いただくことで、修理費(保険金)を弊社から修理会社に直接お支払いするサービスです。  
宅配での修理のご依頼やお受け取りが可能のため、直接店舗に向いて修理を依頼されたり、修理費をお立て替えいただく手間がかかりません。

※航空会社から補償金、修理費用等を受領された場合は、ご利用いただけません。  
※一部のブランドについては、ご利用いただけない場合があります。  
※免責金額(自己負担額)が設定されているご契約の場合は、ご利用いただけません。  
※スーツケース修理サービスの提供は日本国内に限ります。



# 3 ご契約金額と保険料

## ご契約の際のご注意

- 保険期間(保険のご契約期間)は、海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者(保険の対象となる方)が居住している戸室内をいいます。また、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了します。
- 保険期間はご出発の当日を含めて数えます。たとえば「6月1日より6月8日までの旅行」の保険期間は「8日まで」、「6月1日より7月31日までの旅行」の保険期間は「2か月まで」、「6月1日より8月1日までの旅行」の保険期間は「3か月まで」となります。

あんしん  
をプラス!

治療費等が高額になっても安心の治療・救援費用保険金額『無制限』タイプをラインナップ!

保険期間 **31** 日まで

契約タイプ	15歳以上～69歳以下					0～69歳以下			70歳以上*1					
	A6	A5	A4	A3	A2	C3	C2	B2	E3	E2	F4	F3	F2	
傷害死亡	1億円	7,500万円	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	—	1,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	—	1,000万円	
傷害後遺障害	1億円	7,500万円	5,000万円	3,000万円	2,000万円	5,000万円	5,000万円	1,000万円	5,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	
治療・救援費用	無制限					無制限		3,000万円	無制限		無制限		3,000万円	
応急治療・救援費用*2	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	
疾病死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	—	1,000万円	500万円	—	—	—	—	
賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	
携行品損害	30万円	30万円	30万円	20万円	20万円	30万円	30万円	10万円	30万円	20万円	20万円	20万円	10万円	
偶然事故対応費用	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	
払い込みいただく保険料	保険期間1日まで	6,060円	5,090円	4,110円	3,280円	2,890円	2,990円	2,320円	2,220円	4,400円	3,390円	2,830円	2,550円	2,310円
	2日まで	7,020円	6,030円	5,020円	4,150円	3,750円	3,860円	3,180円	2,900円	5,550円	4,500円	3,920円	3,630円	3,200円
	3日まで	7,800円	6,810円	5,800円	4,910円	4,510円	4,640円	3,950円	3,500円	6,550円	5,480円	4,900円	4,610円	4,010円
	4日まで	8,580円	7,560円	6,530円	5,610円	5,200円	5,330円	4,630円	4,040円	7,460円	6,360円	5,760円	5,460円	4,720円
	5日まで	9,490円	8,440円	7,390円	6,410円	5,990円	6,190円	5,450円	4,660円	8,510円	7,330円	6,730円	6,430円	5,500円
	6日まで	10,560円	9,440円	8,310円	7,240円	6,790円	7,030円	6,250円	5,280円	9,620円	8,340円	7,700円	7,380円	6,280円
	7日まで	11,440円	10,270円	9,090円	7,960円	7,490円	7,730円	6,920円	5,820円	10,560円	9,210円	8,530円	8,190円	6,970円
	8日まで	12,490円	11,320円	10,140円	8,990円	8,520円	8,780円	7,970円	6,650円	11,560円	10,190円	9,510円	9,170円	7,770円
	9日まで	13,190円	12,000円	10,790円	9,600円	9,120円	9,390円	8,560円	7,110円	12,330円	10,920円	10,220円	9,870円	8,350円
	10日まで	13,890円	12,670円	11,440円	10,220円	9,730円	10,040円	9,200円	7,600円	13,110円	11,660円	10,960円	10,610円	8,950円
	11日まで	14,710円	13,420円	12,110円	10,810円	10,290円	10,630円	9,770円	8,020円	14,000円	12,470円	11,730円	11,360円	9,570円
	12日まで	15,430円	14,110円	12,780円	11,440円	10,910円	11,260円	10,380円	8,520円	14,770円	13,200円	12,440円	12,060円	10,170円
	13日まで	16,200円	14,830円	13,450円	12,050円	11,500円	11,890円	11,000円	8,980円	15,610円	14,000円	13,220円	12,830円	10,820円
	14日まで	16,850円	15,430円	14,000円	12,550円	11,980円	12,360円	11,440円	9,350円	16,390円	14,720円	13,900円	13,490円	11,380円
	15日まで	17,390円	15,940円	14,490円	13,010円	12,430円	12,810円	11,880円	9,690円	18,200円	16,500円	15,660円	15,240円	12,880円
	17日まで	18,290円	16,820円	15,340円	13,810円	13,220円	13,660円	12,720円	10,320円	19,270円	17,520円	16,680円	16,260円	13,720円
	19日まで	19,760円	18,190円	16,610円	14,970円	14,340円	14,810円	13,840円	11,180円	20,970円	19,110円	18,210円	17,760円	14,970円
21日まで	21,030円	19,410円	17,780円	16,070円	15,420円	15,900円	14,900円	12,030円	22,580円	20,640円	19,700円	19,230円	16,210円	
23日まで	22,510円	20,760円	19,010円	17,170円	16,470円	17,010円	15,950円	12,850円	23,760円	21,680円	20,680円	20,180円	17,020円	
25日まで	23,910円	22,070円	20,210円	18,250円	17,510円	18,090円	16,980円	13,650円	24,970円	22,760円	21,700円	21,170円	17,800円	
27日まで	25,440円	23,490円	21,540円	19,460円	18,680円	19,300円	18,150円	14,560円	25,900円	23,560円	22,440円	21,880円	18,370円	
29日まで	26,820円	24,780円	22,720円	20,530円	19,710円	20,360円	19,170円	15,350円	26,930円	24,480円	23,300円	22,710円	19,040円	
31日まで	28,420円	26,280円	24,120円	21,820円	20,960円	21,680円	20,450円	16,350円	28,100円	25,530円	24,310円	23,700円	19,850円	

ご契約者と被保険者(保険の対象となる方)が異なるご契約で、申込みに際して被保険者の方のご署名をいただけないご契約はこちらからお選びください。



- 各保険金額とも引受けの限度額がございます。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額については、被保険者の年齢・年収等に応じた引受けの限度額があります。特に被保険者が始期日時時点で満15歳未満の場合や、ご契約内容に対する被保険者の同意がない場合にはご注意ください。
- 旅行先でプロボクシング等のお仕事に従事されたり、スカイダイビング等の運動をされる場合、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございますので、裏表紙「ご契約に関するご注意」の②をご確認いただき、その旨お申し出ください。

「治療・救援費用保険金額無制限タイプ」のご注意

治療・救援費用保険金額無制限とは、1回のケガ、病気、事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救援費用を一生涯補償するものではありません。また、費用の種類によっては、下表の支払限度額（「無制限」を含みます。）とは別の限度額等が設けられているものもあります。本パンフレットP.7～8もあわせてご確認ください。

保険期間 **31** 日超

※保険証券、保険契約証または被保険者証に「一時帰国中担保」と表示されているお客様には「一時帰国中担保特約」が割増保険料なしでセットされます。ただし、「数次海外旅行者に関する特約」をセットしているご契約を除きます。

契約タイプ		15歳以上～69歳以下		0～69歳以下			70歳以上*1				
		L3	L2	N4	N3	M2	P3	P2	R4	R3	Q2
保険金額 (ご契約金額)	傷害死亡	5,000万円	3,000万円	1,000万円	—	1,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	—	1,000万円
	傷害後遺障害	5,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	2,000万円	2,000万円	2,000万円	1,000万円
	治療・救援費用	無制限		無制限		3,000万円	無制限		無制限		3,000万円
	疾病死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	—	1,000万円	—	—	—	—	—
	賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
	携行品損害	30万円	20万円	20万円	20万円	10万円	30万円	20万円	20万円	20万円	10万円
	航空機寄託手荷物	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
	航空機遅延	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円
払い込みいただく保険料	保険期間34日まで	22,750円	20,410円	19,150円	17,830円	14,630円	24,740円	23,300円	22,670円	22,040円	17,580円
	39日まで	23,990円	21,480円	20,100円	18,620円	15,420円	28,420円	26,900円	26,210円	25,520円	20,460円
	46日まで	28,980円	26,210円	24,630円	22,870円	19,100円	33,610円	31,960円	31,170円	30,380円	24,480円
	53日まで	34,740円	31,630円	29,810円	27,740円	23,270円	39,580円	37,760円	36,850円	35,940円	29,080円
	2か月まで	40,090円	36,540円	34,440円	31,980円	26,990円	46,650円	44,600円	43,550円	42,500円	34,470円
	3か月まで	56,210円	51,610円	48,830円	45,430円	38,500円	63,850円	61,240円	59,850円	58,460円	47,540円
	4か月まで	76,260円	70,030円	66,170円	61,300円	52,360円	90,730円	87,250円	85,320円	83,390円	67,990円
	5か月まで	100,680円	92,800円	87,880円	81,560円	69,730円	117,160円	112,800円	110,340円	107,880円	88,070円
6か月まで	117,990円	108,480円	102,480円	94,710円	81,350円	143,100円	137,870円	134,870円	131,870円	107,740円	

ご契約者と被保険者(保険の対象となる方)が異なるご契約で、申込みに際して被保険者の方のご署名をいただけないご契約はこちらからお選びください。

\*1 始期日における被保険者(保険の対象となる方)の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます(「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。)

\*2 「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」を指します。

\*3 保険期間が3か月までのタイプ契約でご契約され、保険証券、保険契約証または被保険者証のいずれかをお持ちいただいているお客様が対象になります。

# 4 補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)

保険期間 **31**日まで

保険期間 **31**日超

## 共通の補償

### 保険金の種類

### 保険金をお支払いする主な場合

旅先で  
ケガをして



傷害死亡  
保険金

#### お支払いする場合

海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて**180日以内**に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)

傷害後遺障害  
保険金

#### お支払いする場合

海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて**180日以内**に身体に後遺障害が生じた場合

旅先で  
病気やケガの  
治療をして



治療・救済費用  
保険金

#### 治療費用部分

##### お支払いする場合

- ① 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合
- ② 海外旅行開始後に発病した病気により、旅行終了後**72時間を経過するまでに**医師の治療を受けられた場合\*3
- ③ 海外旅行中に感染した特定の感染症\*4により、旅行終了日からその日を含めて**30日を経過するまでに**医師の治療を受けられた場合



#### 救済費用部分

##### お支払いする場合

- ① 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて**180日以内**に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)
- ② 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、**3日以上**\*5続けて入院された場合(病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります。)
- ③ 病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合
- ④ 海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて**30日以内**に死亡された場合
- ⑤ 乗っている航空機・船舶が遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合 等

\*5 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。

#### ※治療費用部分・救済費用部分共通のご注意

お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救済費用保険金額が限度となります。また、次のa. b.の費用がお支払いの対象となり、c.はお支払いの対象となりません。  
a. 日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として被保険者(保険の対象となる方)が診療機関に直接支払った費用

旅先で  
病気を  
して



疾病死亡  
保険金

#### お支払いする場合

- ① 海外旅行中に病気で死亡された場合
- ② 海外旅行開始後に発病した病気\*3により、旅行終了後**72時間を経過するまでに**医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて**30日以内**に死亡された場合
- ③ 海外旅行中に感染した特定の感染症\*4により、旅行終了日からその日を含めて**30日以内**に死亡された場合

他人にケガ等を  
させて



賠償責任  
保険金

#### お支払いする場合

海外旅行中に他人にケガをさせたり、他人の物\*6に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合

\*6 レンタル会社よりご契約者または被保険者(保険の対象となる方)が直接借用した旅行用品・生活用品、宿泊施設の客室・宿泊施設の客室内の動産(客室外におけるセーフティボックスおよび客室のキーを含みます。)、居住施設内の部屋・部屋内の動産(建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。)を含みます。

持ち物が  
損害を受けて



携行品損害  
保険金

#### お支払いする場合

海外旅行中に携行品\*9が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあつて損害を受けた場合

##### \*9 携行品とは?

被保険者(保険の対象となる方)が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品をいいます。現金・小切手・クレジットカード・定期券・義歯・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・帳簿等の書類・データ、ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具等は含みません。また、仕事のためだけに使用するもの・居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内・集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内)にある間および別送品は**含まれません**。

**ご注意** 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

\*3 旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限りま。

## 「海外旅行中」とは

保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ被保険者(保険の対象となる方)が海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。

ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。



## 保険金のお支払い額



### お支払い額

傷害死亡保険金額の全額を被保険者(保険の対象となる方)の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。  
※同一のケガにより、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。



### お支払い額

(後遺障害の程度に応じて)傷害後遺障害保険金額の4%~100%\*2  
※保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。

\*2 始期日における被保険者(保険の対象となる方)の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます。「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。ただし、包括契約に関する特約、企業等の包括契約に関する特約をセットしたご契約については、保険証券、保険契約証または被保険者証に表示がある場合に、この特約がセットされます。

### お支払い額

下記の費用で実際に支払われた治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額(下記の①~③、⑥、⑦については、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて**180日以内**に必要となった費用に限ります。)

※日本国外においてカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。

①医師・病院に支払った診療・入院関係費用(医師の処方による薬剤費、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設客室料等を含みます。) ②治療に伴い必要になった通訳雇入費用、交通費 ③義手、義足の修理費(ケガの場合のみ) ④入院のため必要になった a.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費(1回のケガ、病気について、bについては5万円、aとb合計で20万円を限度とします。) ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。) ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用 ⑦法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用

### お支払い額

ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)、または被保険者の親族の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額

①捜索救助費用 ②救護者の現地までの往復航空運賃等の交通費(救護者**3名分まで**) ③救護者の宿泊施設の客室料(救護者3名分かつ救護者1名につき**14日分まで**) ④救護者の渡航手続費、現地での諸雑費(合計で20万円まで) ⑤現地からの移送費用(払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。) ⑥遺体処理費用(100万円まで)

b.海外において治療を受けた場合に、被保険者が診療機関に直接支払った費用  
c.日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分

### お支払い額

疾病死亡保険金額の全額を被保険者(保険の対象となる方)の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。

### お支払い額

損害賠償金の額

※1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。

※損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、あらかじめ弊社にご相談ください。

※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。

※被保険者(保険の対象となる方)が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。

### お支払い額

(携行品1個、1組または1対あたり10万円を限度とした)損害額\*10

※乗車券等は合計で5万円を限度とします。

※旅券については1回の保険事故について5万円を限度とします。

※お支払いする保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。

ただし、携行品損害保険金額が30万円超の場合には、盗難・強盗および航空会社等に預けた手荷物の不着による損害に対する限度額は保険期間を通じて30万円となる場合があります。

※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。

\*10 損害額とは?

修理費または時価額のいずれか低い方をいい、自動車等の運転免許証については再発給手数料、旅券については再取得費用(現地に負担した場合に限ります。交通費、宿泊費も含みます。)、乗車券等についてはその乗車券等の経路および等級の範囲内で被保険者(保険の対象となる方)が支出した費用等をいいます。

\*4 特定の感染症とは?

コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫(がっこうちゅう)、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。

## 保険金をお支払いしない主な場合



- たとえば、
- ①ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)の故意または重大な過失
  - ②保険金受取人の故意または重大な過失
  - ③戦争、内乱等\*1
  - ④放射線照射、放射能汚染
  - ⑤無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ
  - ⑥けんかや自殺行為、犯罪行為
  - ⑦脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ
  - ⑧海外旅行開始前または終了後に発生したケガ

\*1 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。

上記①~④、⑥に加え、たとえば

- ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故
- ・妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気の治療費用
- ・歯科疾病
- ・海外旅行開始前または終了後に発生したケガ
- ・海外旅行開始前に発病した病気(疾病に関する応急治療・救護費用担保特約がセットされているご契約では同特約でお支払いの対象となる場合があります。)
- ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの



上記①~④、⑥に加え、たとえば、

- ・妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気
- ・歯科疾病

上記③④に加え、たとえば、

- ・ご契約者または被保険者(保険の対象となる方)の故意
- ・職務遂行に関する(仕事上の)賠償責任
- ・航空機、船舶\*7、車両\*8、銃器(空気銃を除きます。)の所有・使用・管理に起因する賠償責任
- ・親族に対する賠償責任

\*7 ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。

\*8 レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスノーモービル等はお支払いの対象となります。

上記①~④に加え、たとえば、

- ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害
- ・保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い
- ・携行品の置き忘れまたは紛失\*11
- ・山岳登山、ハンググライダー搭乗等を行っている間に生じたその運動用具の損害
- ・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害
- ・差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査での銃の破壊はお支払いの対象となります。)

\*11 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

# 4 補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)

## 保険期間 **31日** までのみの補償

### 保険金の種類

### 保険金をお支払いする主な場合

海外旅行開始前に治療を受けたことがある病気が急激に悪化して



疾病に関する  
応急治療・  
救援費用担保  
特約に係る  
治療・救援費用  
保険金

#### 治療費用部分

##### お支払いする場合

海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産または流産に起因する病気および歯科疾病は含みません。)が原因で、**海外旅行中にその症状の急激な悪化**\*1により医師の治療を受けられた場合

#### 救援費用部分

##### お支払いする場合

海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産または流産に起因する病気および歯科疾病は含みません。)が原因で、**海外旅行中にその症状の急激な悪化**\*1により**3日以上**\*2続けて入院された場合

\*2 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。

#### ※治療費用部分・救援費用部分共通のご注意

\*1 症状の急激な悪化とは?

海外旅行中に生じることについて被保険者(保険の対象となる方)があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。

※対象となる費用、損害額の詳細については「海外旅行保険普通保険約款および特約」をご確認ください。

偶然な事故にあって



偶然事故  
対応費用  
保険金

#### お支払いする場合

海外旅行中の予期せぬ偶然な事故\*3により被保険者(保険の対象となる方)が海外旅行中に下記a.~g.の費用の負担を余儀なくされた場合

- a. 交通費
- b. 宿泊施設の客室料
- c. 国際電話料等通信費
- d. 渡航手続費
- e. 渡航先での各種サービス取消料等
- f. 食事代\*4
- g. 身の回り品購入費\*4



\*3 予期せぬ偶然な事故とは?

公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関、旅行会社(ツアーオペレーターを含みます。)によって、事故の発生が証明されるものに限ります。

\*4 f.食事代およびg.身の回り品購入費については下表に掲げる費用が対象となります。

【○:対象 / ×:対象外】

費用の範囲	費用を負担した場所		
	出発地	乗継地	目的地
f. 食事代*5	○	○	×
g. 身の回り品購入費*6	×	×	○

## 保険期間 **31日** を超すのみの補償

### 保険金の種類

### 保険金をお支払いする主な場合

手荷物が届かなくて



航空機寄託  
手荷物  
保険金

#### お支払いする場合

航空機への搭乗時に被保険者(保険の対象となる方)が航空会社に運搬を寄託した手荷物が、その航空機が目的地に到着後**6時間以内**に運搬されなかったために、航空機が目的地に到着してから**96時間以内**に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となった身の回り品の購入費の負担を余儀なくされた場合

航空機が遅れて



航空機遅延  
保険金

#### お支払いする場合

- ① 出発地から搭乗する予定であった航空機の**6時間以上**の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定時刻から**6時間以内**に代替機を利用できなかった場合
- ② 搭乗した航空機の遅延等により、乗継地から搭乗する予定であった航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から**6時間以内**に代替機を利用できなかった場合

## 「海外旅行中」とは

保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ被保険者(保険の対象となる方)が海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。

ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。



### 保険金のお支払い額



#### お支払い額

実際に支払われた治療費等のうち社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に対して通常負担する費用に相当する金額



#### お支払い額

ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)、または被保険者の親族の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に伴い通常負担する費用に相当する金額

たとえば  
 救護者の現地までの往復航空運賃等の交通費(救護者3名分まで)  
 救護者の宿泊施設の客室料(救護者3名分かつ救護者1名につき14日分まで)

※保険金のお支払い額は、1回の病気につき治療費用部分・救護費用部分合計で**300万円限度**となります。ただし、治療・救護費用保険金額が300万円を下回る場合は、治療・救護費用保険金額を限度とします。

※海外旅行中に医師の治療を開始した日からその日を含めて**30日以内**に必要となった費用に限り、また、住居(被保険者が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。)等に帰着後にかかった費用はお支払いの対象となりません。

#### お支払い額

実際に支出した費用のうち社会通念上妥当と認められる金額または、同等の事故に対して通常負担する費用に相当する金額(払い戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額等を除きます。)

※お支払いする保険金は、保険期間を通じて左記a.~f.の合計で偶然事故対応費用保険金額が限度となります(ただし、f.食事代については偶然事故対応費用保険金額の10%が保険期間中の限度となります。また、g.身の回り品購入費については、a.~f.とは別に偶然事故対応費用保険金額の2倍を保険期間中の限度とします。)

※費用の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。



**ご注意** 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

\*5 以下の①または②のいずれかの事由により、代替機が利用可能となるまでの間に負担した費用に限り、

- ① 搭乗する予定であった航空機の**6時間以上**の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定時刻から**6時間以内**に代替機を利用できなかったこと
- ② 搭乗した航空機の遅延等により、乗継地から搭乗する予定であった航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から**6時間以内**に代替機を利用できなかったこと

\*6 航空機への搭乗時に被保険者(保険の対象となる方)が航空会社に運搬を寄託した手荷物が、その航空機が目的地に到着後**6時間以内**に運搬されなかった場合で、航空機が目的地に到着してから**96時間以内**に負担した費用に限り、

### 保険金をお支払いしない主な場合



たとえば、

- ・海外旅行終了後に治療を開始した場合
- ・治療または症状の緩和を目的とする旅行中の場合
- ・海外旅行開始前において、渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合(診察の予約または入院の手配等が行われていた場合を含みます。)
- ・海外旅行中も支出することが予定されていた次の費用  
 たとえば  
 ・透析、義手義足、人工心臓弁、ペースメーカー、人工肛門、車椅子その他器具等の継続的な使用に関わる費用  
 ・インスリン注射その他薬剤の継続的な使用に関わる費用
- ・温泉療法、熱気浴等の理学的療法の費用
- ・あん摩、マッサージ、指圧、鍼(はり)、灸(きゅう)、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用
- ・運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学的療法の費用
- ・臓器移植等およびそれと同様の手術等に関わる費用
- ・眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用
- ・毛髪移植、美容上の形成手術等に関わる費用
- ・不妊治療その他妊娠促進管理に関わる費用



P.8に記載の①~④、⑥に加え、たとえば、

- ・ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)の法令違反
- ・保険金受取人の法令違反
- ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害
- ・地震、噴火またはこれらによる津波
- ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの
- ・妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気
- ・歯科疾病
- ・運行時刻が定められていない交通機関の遅延または欠航・運休
- ・山岳登山、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転、航空機操縦等を行っている間に生じたケガ



### 保険金のお支払い額

#### お支払い額

実際に支出した費用(負担することを予定していた金額等を除きます。)

※1回の事故について10万円が限度となります。ただし、お支払いできるのは目的地に到着後、**96時間以内**に目的地において負担した費用に限り、手荷物の到着以降に支払った費用に対してはお支払いできません。

**ご注意** 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

#### お支払い額

被保険者(保険の対象となる方)が実際に支出した宿泊施設の客室料、食事代、交通費、国際電話料等通信費、渡航先での各種サービス取消料等のうち社会通念上妥当と認められる金額

※1回の事故について2万円を限度とします。  
 ※渡航先での各種サービス取消料等を除き、左記①の場合は**出発地(着陸地変更の場合はその着陸地)**、左記②の場合は**乗継地において負担した費用**に限り、

**ご注意** 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

### 保険金をお支払いしない主な場合

P.8に記載の①~④に加え、たとえば、

- ・ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)の法令違反
- ・保険金受取人の法令違反
- ・地震、噴火またはこれらによる津波



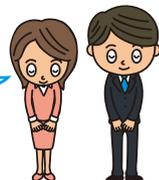


ご契約に関するご注意を記載しております。  
ご契約の前に必ずご確認ください。

## ご契約に関するご注意

- ① **帰国予定**：帰国予定のない方や海外に永住される方を被保険者（保険の対象となる方）とする保険契約はお申込みいただけません。そのため、保険契約締結ならびに保険金請求の際に、在住状況等をご申告いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ② **旅行先でのお仕事・運動**：次のような場合には、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございますので、その旨お申し出ください。
  - ・旅行先で危険なお仕事（たとえば、プロボクシング・プロレスリング等）に従事される場合
  - ・旅行先でピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をされる場合
  - ・旅行先で航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）を操縦される場合（ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です。）
  - ・旅行先で自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等をされる場合
- ③ **補償の重複について**：
  - ・賠償責任危険担保特約等をご契約される場合で、被保険者（保険の対象となる方）またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約\*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
  - ・補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご確認ください。\*2
  - \*1 海外旅行保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。
  - \*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。
- ④ **保険料領収証**：保険料払込みの際は、弊社所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください。
- ⑤ **保険証券、保険契約証または被保険者証について**：代理店または弊社にてご契約のお手続きをされたにもかかわらず、保険証券、保険契約証または被保険者証が旅行出発前に届かないときは、お手数ながらご契約の代理店または弊社へお問い合わせください。お問い合わせに際しましては、領収証番号・保険の種類・保険期間およびご契約の代理店名をご連絡願います。なお、保険証券、保険契約証または被保険者証をお渡しするまでにはお時間がかかる場合がありますので、お早めにお申込みいただきますようお願いいたします。

素敵な海外旅行になりますように、  
お気をつけてお出かけください。



このパンフレットは海外旅行保険の概要をご紹介します。ご契約にあたっては、必ず『重要事項説明書』をよくお読みください。また、詳細は『海外旅行保険あんしんガイドブック』および『海外旅行保険普通保険約款および特約』をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、代理店または弊社までお問い合わせください。ご契約者と被保険者（保険の対象となる方）が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。なお、弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください。



**0120-868-100**

受付時間：午前9時～午後8時（平日、土日祝とも）

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>



Insurance for the Earth

東京海上日動は、マングローブ植林を通じて  
地球の安心・安全をひろげます。